



平成 26 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン リ ツ
 代 表 者 の 代 表 取 締 役 三 浦 康 英
 役 職 氏 名 社 長 執 行 役 員
 (コード番号：9366 東証一部)
 問 合 せ 先 取 締 役 員 西 村 哲
 常 務 執 行 役 員
 電 話 番 号 0 3 - 3 4 7 1 - 0 0 1 1 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月24日に開催予定の第69期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主の皆様が有する権利をより明確にすることを目的として、単元未満株主の権利制限に関する条項を新たに追加するものであります。
- (2) 定款に定めなき事項については、すべて会社法その他法令に従うものであることを明示することを目的として条項を追加するものであります。
- (3) 公告方法について、インターネットの普及を考慮し、周知性の向上を図るとともに公告手続の合理化を図ることを目的として、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当会社の公告はこれを東京都で発行する日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u> 2. <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都で発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
(新設)	(<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第8条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>剰余金の配当を受ける権利</u> (3) <u>募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条 ～ 第9条	第9条 ～ 第10条
(招集の時期) 第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。	(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

現 行 定 款	変 更 案
第 <u>11</u> 条 ～ 第 <u>29</u> 条	第 <u>12</u> 条 ～ 第 <u>30</u> 条
(新設)	(法令の準拠) 第 <u>31</u> 条 この定款に規定のない事項は、すべて 会社法その他の法令に従う。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 24 日

以 上